

令和 6 年度（2024年度）

北塩原村簡易水道事業会計

業務状況説明書

(自 令和 6 年 10 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日)

北塩原村 建設課

地方公営企業法（昭和27年法律第292条）第40条の2第1項及び北塩原村簡易水道事業の設置等に関する条例（令和6年1月31日条例第1号）第7条の規定に基づき、令和 6 年度下半期(令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日)における業務の状況を公表します。

令和 7 年 5 月 31 日

北塩原村簡易水道事業

簡易水道事業管理者

北塩原村長 遠藤 和夫

1 事業の概況

(1) 総括事項

イ 業務の状況

下半期における業務状況は以下のとおりとなっております。

給水戸数は 830 戸となっております。

総配水量は 505,168 m³となっております。

1日平均配水量は 200,890 m³となっております。

表1 業務量

項目 \ 区分	単位	当期状況 (下半期)	前年度同期状況 (下半期)	前年同期との比較	
				増減	増減率
行政区域内人口 (A)	人	2,369	—	—	— %
計画給水人口 (B)	人	3,260	—	—	— %
給水人口 (C)	人	2,313	—	—	— %
普及率 (C/A)	%	97.64	—	—	— %
給水戸数	戸	830	—	—	— %
総配水量 (D)	m ³	505,168	—	—	— %
有収水量 (E)	m ³	200,890	—	—	— %
有収率 (E/D)	%	39.77	—	—	— %
1日平均配水量 (D/183日)	m ³	2,760	—	—	— %

(注) 地方公営企業法適用初年度のため、当期状況の欄のみ記載。

ロ 経営の状況

下半期の経理状況は、収益的収入及び支出では事業収益 56,029,444 円に対し、事業費用 76,085,098 円となっており、▲ 20,055,654 円の収支差引額となっております。

予算の執行状況は、収益的収入の予算現額に対する執行率 106.66% で、このうち、水道料金の執行率 112.90% です。収益的支出の執行率 95.38% となっております。

また、資本的収入の執行率 97.00%、資本的支出の執行率 66.69% となっております。

なお、資金の状況は、下半期の受入資金 78,493,104 円、支払資金 59,025,315 円となり、19,467,789 円の資金が増加しました。3月末資金残高は、上半期末 28,224,136 円から下半期の増加分を差し加える 47,691,925 円となっております。

表2 事業収益に関する事項

(単位：円) (税抜)

科目	当期 (下半期)	前年度同期 (下半期)	比較	
			増減	比率
第1款 簡易水道事業収益	56,029,444	—	—	— %
第1項 営業収益	30,252,580	—	—	— %
第2項 営業外収益	25,776,864	—	—	— %

(注)長期前受金戻入は年度末に一括して執行いたしますので、下半期の額においては当期執行額から上半期の見込額の差額を営業外収益に計上しております。(19,750,543 円)

表3 事業費に関する事項

(単位：円) (税抜)

科目	当期 (下半期)	前年度同期 (下半期)	比較	
			増減	比率
第1款 簡易水道事業費用	76,085,098	—	—	— %
第1項 営業費用	71,841,251	—	—	— %
第2項 営業外費用	4,243,847	—	—	— %
第3項 特別損失	0	—	—	— %
第4項 予備費	0	—	—	— %

(注)長減価償却費は年度末に一括して執行いたしますので、下半期の額においては当期執行額から上半期の見込額の差額を営業費用に計上しております。(46,205,525 円)

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
議案第 24 号	令和7年度北塩原村簡易水道事業会計予算	R7.3.7	R7.3.12

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件 名	許可年月日	備考
R7.3.31	福島県知事	令和6年度福島県生活基盤施設耐震化等交付金変更承認申請書	福島県指令健第11437号 R7.3.31	—

(4) 職員に関する事項

(単位：人)

	事務職員	技術職員	会計年度 任用職員	合 計	備 考
当年度	1	0	0	1	

2 予算の執行

(1) 収益的収入及び支出

イ 収入

(単位：円) (税込)

科 目	当初予算額	補正・流用	繰越	予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
簡易水道事業収益	105,955,000	0	0	105,955,000	59,052,691	113,016,818	106.7%
営業収益	54,741,000	0	0	54,741,000	33,275,827	61,805,610	112.9%
営業外収益	51,214,000	0	0	51,214,000	25,776,864	51,211,208	100.0%

(注)長期前受金戻入は年度末に一括して執行いたしますので、下半期の額においては当期執行額から上半期の見込額の差額を営業外収益に計上しております。(19,750,543 円)

ロ 支出

(単位：円) (税込)

科 目	当初予算額	補正・流用	繰越	予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
簡易水道事業費用	149,053,000	51,000	0	149,104,000	78,671,229	142,213,632	95.4%
営業費用	138,598,000	▲ 1,968,000	0	136,630,000	74,126,948	131,201,222	96.0%
営業外費用	8,937,000	0	0	8,937,000	4,544,281	7,975,510	89.2%
特別損失	1,018,000	2,019,000	0	3,037,000	0	3,036,900	100.0%
予備費	500,000	0	0	500,000	0	0	0.0%

(注)長減価償却費は年度末に一括して執行いたしますので、下半期の額においては当期執行額から上半期の見込額の差額を営業費用に計上しております。(46,205,525 円)

(2) 資本的収入及び支出

イ 収入

(単位：円) (税込)

科 目	当初予算額	補正・流用	繰越	予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
資本的収入	72,081,000	0	29,015,000	43,066,000	12,903,000	41,776,169	97.0%
企業債	40,700,000	0	20,000,000	20,700,000	9,100,000	9,100,000	44.0%
分担金	110,000	0		110,000	110,000	110,000	100.0%
補助金	31,271,000	0	9,015,000	22,256,000	3,693,000	17,891,000	80.4%
基金取崩収入	0	0		0	0	14,675,169	— %

ロ 支出

(単位：円) (税込)

科 目	当初予算額	補正・流用	繰越	予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
資本的支出	83,353,000	0	40,128,000	43,225,000	14,253,128	28,828,564	66.7%
建設改良費	54,955,000	0	40,128,000	14,827,000	0	432,520	2.9%
企業債償還金	28,397,000	0	0	28,397,000	14,253,128	28,396,044	100.0%
基金積立金	1,000	0	0	1,000	0	0	0.0%

(3) 資本的收入及び支出【繰越】

イ 収入

(単位：円) (税込)

科 目	繰越予算額	補正・流用		予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
資本的收入	27,928,000	0		27,928,000	24,225,000	24,225,000	86.7%
企業債	19,700,000	0		19,700,000	16,300,000	16,300,000	82.7%
補助金	8,228,000	0		8,228,000	7,925,000	7,925,000	96.3%

ロ 支出

(単位：円) (税込)

科 目	繰越予算額	補正・流用		予算現額	下半期執行額	累計執行額	執行率
資本の支出	28,000,000	0		28,000,000	24,291,300	24,291,300	86.8%
建設改良費	28,000,000	0		28,000,000	24,291,300	24,291,300	86.8%

3 会計

(1) 重要契約の要旨 (1件100万円以上)

イ 工事関係契約

(単位：円)

工事 番号	契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
16	R6. 7. 30 (令和7年度に繰越)	29, 742, 900	小野川配水池滅菌棟建築工事	渡部産業株式会社
6	R6. 8. 30 (令和7年度に繰越)	8, 384, 200	小野川水道施設電気機械設備 設置工事	四国電気株式会社

ロ 業務委託関係契約

(単位：円)

委託 番号	契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
—	—	—	—	—

ハ 修繕関係契約

(単位：円)

工事 番号	契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
—	—	—	—	—

(2) 損益計算書

令和6年度 下半期の損益計算書は、8ページのとおりです。

令和6年度 の損益計算書は、9ページのとおりです。

(3) 貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日現在の貸借対照表は、10ページのとおりです。

(4) 企業債の状況

(単位：円)

借入先	上半期末残高	下半期実績		3 月 31 日 現在高
		借入額	償還額	
財務省	119, 334, 582	0	7, 879, 281	111, 455, 301
地方公共団体金融機構	513, 293, 868	23, 600, 000	6, 223, 847	530, 670, 021
会津信用金庫	13, 400, 000	0	0	13, 400, 000
会津よつば農業協同組合	22, 350, 000	1, 800, 000	150, 000	24, 000, 000
合 計	668, 378, 450	25, 400, 000	14, 253, 128	679, 525, 322

(5) 一時借入金の状況

該当事項なし

令和6年度 北塩原村簡易水道事業会計 損益計算書

(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)
※税抜き金額

1 営業収益

(1) 給水収益	30,227,080	
(2) その他営業収益	<u>25,500</u>	30,252,580

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	14,212,165	
(2) 配水及び給水費	4,996,904	
(3) 総係費	6,426,657	
(4) 減価償却費	<u>46,205,525</u>	<u>71,841,251</u>

営業損失 41,588,671

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	321	
(2) 他会計補助金	6,026,000	
(3) 長期前受金戻入	19,750,543	
(4) 雑収益	<u>0</u>	25,776,864

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,363,547	
(2) 雑支出	<u>880,300</u>	<u>4,243,847</u>

経常損失 20,055,654

5 特別損失

(1) その他特別損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
-------------	----------	----------	----------

当年度純損失 20,055,654

当年度未処理欠損金 20,055,654

令和6年度 北塩原村簡易水道事業会計 損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)
※税抜き金額

1 営業収益

(1) 給水収益	56,119,610	
(2) その他営業収益	<u>73,500</u>	56,193,110

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	17,757,948	
(2) 配水及び給水費	8,673,919	
(3) 総係費	9,282,884	
(4) 減価償却費	<u>92,412,025</u>	<u>128,126,776</u>

営業損失 71,933,666

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	665	
(2) 他会計補助金	11,709,000	
(3) 長期前受金戻入	39,501,543	
(4) 雑収益	<u>0</u>	51,211,208

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	6,792,466	
(2) 雑支出	<u>882,610</u>	<u>7,675,076</u>

経常損失 28,397,534

5 特別損失

(1) その他特別損失	<u>3,036,900</u>	<u>3,036,900</u>	<u>△3,036,900</u>
-------------	------------------	------------------	-------------------

当年度純損失 31,434,434

当年度未処理欠損金 31,434,434

令和6年度 北塩原村簡易水道事業会計 貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

【資産の部】

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		17,520,193
ロ 建物	50,581,006	
減価償却累計額	<u>△3,390,343</u>	47,190,663
ハ 構築物	1,150,515,964	
減価償却累計額	<u>△69,267,432</u>	1,081,248,532
ニ 機械及び装置	230,230,568	
減価償却累計額	<u>△19,692,475</u>	210,538,093
ホ 車輛運搬具	116,015	
減価償却累計額	<u>△52,207</u>	63,808
ヘ 工具・器具及び備品	414,462	
減価償却累計額	<u>△9,568</u>	404,894
ト 建設仮勘定		0
有形固定資産合計		1,356,966,183

固定資産合計

1,356,966,183

2 流動資産

(1) 現金預金	47,691,925
(2) 未収金	16,248,643
(3) 前払金	11,080,000

流動資産合計

75,020,568

資産合計

1,431,986,751

(単位：円)

【負債の部】

3 固定負債

(1) 企業債

644,722,389

固定負債合計

644,722,389

4 流動負債

(1) 企業債	34,802,933
(2) 未払金	11,740,595
(3) 預り金	713,790
(4) 引当金	400,000

流動負債合計

47,657,318

5 繰延収益

(1) 長期前受金

548,623,783

(2) 長期前受金収益化累計額

△39,501,543

繰延収益合計

509,122,240

負債合計

1,201,501,947

【資本の部】

6 資本金

(1) 固有資本金

244,399,045

資本金合計

244,399,045

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 県補助金

910,000

ロ 他会計補助金

16,610,193

資本剰余金合計

17,520,193

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処理欠損金

31,434,434

利益剰余金合計

31,434,434

剰余金合計

△13,914,241

資本合計

230,484,804

負債資本合計

1,431,986,751

4 令和7年度予算の概要及び事業の経営方針

簡易水道事業の経営に当たっては、料金の収入の確保と経費削減を図りながら効率的な経営を行い、適正な維持管理と施設の整備及び更新を実施し、災害発生時における危機管理体制の強化及び施設の機能維持・早期復旧に向けて取り組んでまいります。

●以下予算概要

令和7年度 北塩原村簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	800 戸
(2) 年間総配水量	450,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,230 m ³
(4) 主な建設改良事業 施設整備費	45,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 簡易水道事業収益	152,333 千円
第1項 営業収益	62,011 千円
第2項 営業外収益	90,322 千円

支出

第1款 簡易水道事業費用	150,681 千円
第1項 営業費用	139,493 千円
第2項 営業外費用	10,187 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,464千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	67,428 千円
第1項 企業債	37,700 千円
第2項 負担金	110 千円
第3項 補助金	29,618 千円

支出

第1款 資本的支出	79,892 千円
第1項 建設改良費	45,100 千円
第2項 企業債償還金	34,792 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法、限度額は、次のとおりと定める。

企業債の目的	企業債の方法	利率	償還の方法	限度額
簡易水道事業債 公営企業会計適用債	証書借入、借入時期は令和7年度とする。ただし、工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.00% 以内	政府資金においては、その融資条件により、銀行その他の資金の場合はその債権者との協定によるものとする。ただし、融資の条件又は財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。	千円 34,000 千円 3,700

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用、特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、この金額をこれ以外の経費に流用する場合、又はこれ以外の経費を、この経費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,332 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。68,633 千円